

第1章

契約の成立

第1 民法とは

マ C 管 C

民法とは、わたしたちが物を買ったり借りたりするような取引や、事故にあったり、誰かが亡くなったりしたときの解決方法など、社会生活全般にわたったルールを定めた法律である。取引などによって取得するものを権利といい、その裏返しとして、負担するものを義務という。

本章では、主に取り引きをする際に結ぶ契約が、どのように成立するのか、成立した場合に、どのような権利義務が発生するのかといったことを中心に学んでいく。

第2 契約

1 契約の成立・効果

契約とは、要は約束のことで、原則として、「**申込み**」と「**承諾**」という**当事者の意思表示の合致によって成立する**（522条1項）。例えば、Aが区分所有する中古マンションを1,000万円でBに売る売買契約を締結した場合、「売ってください」という「申込み」と「売りましょう」という「承諾」の2つが一致すること（合意）によって成立する。

契約が成立した場合、契約をした当事者間にいろいろな**権利**や**義務**が発生する。上記事例でいえば、AはBに、区分所有するマンションを引き渡さなければならず、他方、BはAに、代金を支払わなければならなくなる（555条）。

なお、上記売買契約の成立のためには、契約書の作成は不要であるが、後のトラブルを防止するために契約書を作成する場合が多い。

2 申込みの効力

- ① 申込みは、**相手方に到達**することによって効力が生じる（97条1項）。
- ② 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない（523条1項）。この期間内に承諾の通知を受けなかったときは、申込みは効力を失う（523条2項）。
- ③ 承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない（525条1項）。



契約書には印紙を貼り付ける等、費用がかかる場合があり、このような費用は、当事者間で取り決めがない場合は双方が半分ずつ負担する（558条）。

3 契約の種類

民法で定める契約のことを「典型契約」といい、13種類ある。物や所有権を有料で買う売買契約や、物を有料で借りる賃貸借契約などがある。なお、典型契約に該当しない契約も、**当事者が合意すれば、公序良俗に反しない限り原則として自由に締結できる**。

4 契約の無効・取消し

(1) 無効・取消しの意味

無効とは、当事者が法律行為によって意図した法律効果が**当初から生じないことを**言う。法律行為の無効は、いつでも、誰でも主張することができる。

取消しとは、表意者が制限行為能力者であった場合及び意思表示に瑕疵がある場合に、いったん発生した意思表示としての効力を廃棄する旨の、表意者の意思表示のことをいい、**一応は有効であるが、取消しの意思表示によって、効力が当初から無効であったものとみなされる（遡及的無効）**。主張できる者は限られている。



取消し

放置しておくと確定的に有効になる。また、追認によって確定的に有効とすることもできる。

(2) 公序良俗違反の契約

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効である（90条）。社会的妥当性がないからである。

第3 人

1 権利能力・意思能力・行為能力

契約を完全に有効に行うためには一定の能力が必要であり、以下の3つに分類される。

(1) 権利能力

権利や義務の主体となりうる資格をいい、人は出生により権利能力を取得し（3条1項）、死亡によって失う。胎児は原則として権利能力を有しないが、相続・遺贈を受ける権利（886条、965条）、不法行為に基づく損害賠償請求権（721条）については権利能力が認められる。



動物には権利能力が認められない。したがって、犬や猫が契約を締結したり、権利を取得することはできない。

(2) 意思能力

法律行為を行うために必要な判断能力をいい、**意思能力のない者の行った法律行為は、無効となる。**

子供でいえば、一般に7～8歳程度で備わりだすといわれている。



意思能力がない場合は契約を結ぶことが一切できない場合であり、意思能力はあるが行為能力がない場合は他人に補助してもらえば契約を結ぶことができるというイメージ。

(3) 行為能力

単独で完全に有効な法律行為を行うことができると能力を**行為能力**という。18歳以上の者で、判断能力に問題がない者に行為能力が認められる。

行為能力は有しないが、意思能力があり、ある程度の判断能力を有する場合、その者が行った法律行為を一律に無効として取引社会から追い出すのではなく、保護者の下で参加させるのが適当である。

そこで、後述の制限行為能力制度を設けて、行為能力を有しない者が取引に参加するためのルールを整えた。